

●チェックリスト②（収入）

記入者： 記入日： 年 月 日

◆提出書類

チェック項目	チェック欄
全員必須	
年収推計シート	
チェックリスト②（収入）※本資料	
(ア)～(工)のうち該当するもの ※複数該当する場合は該当するものすべての提出書類をご用意ください。	
(ア) 給与や役員報酬の支給を受けている者	
(イ) 公的年金等の支給を受けている者	
(ウ) 自営業を営んでいる者	
(工) 上記以外で課税対象となる所得がある者（不動産所得や雑所得など）	

提出書類 (次の番号へ)
①
②
③
③



◆確認事項

チェック項目	チェック欄
未申告の課税所得はありませんか。 未申告の課税所得があることが判明した場合、支給済みの就学支援金を返還していただくことがあります。	
年収推計シートへの入力漏れはありませんか。	
年収推計シートの総表及び別紙は準備しましたか。	
家計急変事由発生後、無職の場合、年収推計シートの総表に記載のある「離職等の後に再就職等していない場合であって、当該期間における課税所得に該当する収入が一切ない場合は、右欄に「✓」を付してください。この場合、別紙の提出は不要です。」にチェックは入っていますか？	
証明書類は所得の種類ごとにそろっていますか。	
原則として、初回審査では家計急変事由発生後3か月分（※1）、収入状況確認では直近6か月分（※2）の証明書類が必要です。不足はありませんか。 ※1 入学前に家計急変事由が発生した場合など、事由が発生してから4か月以上経過している場合は、申請月の前3か月分。 ※2 直近6か月に家計急変事由が発生した月が含まれる場合は、家計急変事由が発生した月の翌月（家計急変発生日が1日の場合は当該月）以降最初の12月又は6月までの分。	
証明書類に文字等が切れているところや不鮮明なところはありませんか。	
すべての書類に家計急変事由が発生した保護者等の氏名の記載はありますか。	
傷病手当金、失業給付金は非課税であるため、収入証明書類として提出する必要はありません。	
家計急変支援認定後も毎月収入要件自己確認資料を用いて収入状況を確認することを承知しています。 また、収入要件自己確認資料で算出した算定基準額に相当する額（あるいは算定基準額）の合算額が154,500円以上になった場合は、収入回復届を提出することも承知しています。	

※負傷、疾病により離職または休職し、その後90日以上就労が困難である方へ※

家計急変事由審査（一次審査）が認定されていても、負傷、疾病により離職または休職し、その後90日間のうちに再就職や復職し就労した場合は要件を満たさないため、学校へ申し出るようにしてください。

◆提出書類

① 給与や役員報酬の支給を受けている者

チェック項目	チェック欄
月ごとの給与明細書等（賞与明細書、役員報酬明細書を含む。）	
※下記御確認ください※	
給与明細書等に氏名の記載はありますか。	
給与明細書等に勤務先名の記載はありますか。	
給与明細書等に月ごとの支給額の記載はありますか。	
給与明細書等に支払日（支給日）もしくは支払対象月の記載はありますか。	
支給額が0円である場合も、支給額0円の給与明細書等や給与支払証明書が必要です。準備しましたか。（無職の場合は不要です）	
複数の勤務先から収入がある場合、全ての勤務先の給与明細書等を準備しましたか。	
給与明細書等の金額と年収推計シート（別紙1）に入力した月ごとの金額は一致していますか。	
家計急変事由発生前の給与、賞与、退職金等を含めていませんか。 （例：5月10日に離職した場合、5月15日に振り込まれた4月分の給与は含めない。）	

◆提出書類

② 公的年金等の支給を受けている者

チェック項目	チェック欄
年金振込通知書、年金額改定通知書、企業年金の振込通知書等	
※下記御確認ください※	
年金振込通知書等に氏名の記載はありますか。	
年金振込通知書等に支払日の記載はありますか。	
提出が必要な期間の月ごとの金額を確認できる収入証明書類すべてを準備しましたか。 ※年金振込通知書は月単位で発行されません。	
年金振込通知書等の金額と年取推計シート（別紙2）に入力した月ごとの金額は一致していますか。	
遺族年金及び障害年金は非課税のため証明書類の提出は不要です。	

◆提出書類

③ 給与所得や公的年金等に係る雑所得以外の課税所得がある者

チェック項目	チェック欄
帳簿等	
※下記御確認ください※	
帳簿は所得の種類ごとにそろっていますか。	
帳簿は家計急変事由が発生した者ごとにそろっていますか。	
一時的な所得など帳簿によらない場合については、収入金額と受取日が確認できる書類（あれば必要経費の確認ができる書類も）を準備しましたか。	
公的年金等に係る雑所得に該当しない個人年金等については、年金の支払金額から年金の支払金額に対応する掛け金を差し引いた金額がわかる証明書類を準備しましたか。	
帳簿には、「事業者名（屋号）」、「事業主名」、月ごとの「売上」「経費」「所得金額（売上から経費を差し引いた金額）」が正しく記載されていますか。	
売上及び経費がともに0円の場合でも帳簿の提出は必要です。準備しましたか。	
年収推計シート（別紙3）と（別紙3-1）、（別紙3-2）の「所得」は一致していますか。	
恒常的な所得がある場合は必ず年収推計シート（別紙3-1）の提出が必要です。正しく記載できていますか。	
一時的な所得がある場合は必ず年収推計シート（別紙3-2）の提出が必要です。正しく記載できていますか。	